

令和6・7年度だけ
期間限定

動くなら今!
空き家などへの新たな税金
「非居住住宅利活用促進税」を
導入する予定です。



活用・流通補助金

売却	補助メニュー	解体
メニュー① 建物活用補助	補助メニュー	メニュー② 敷地活用補助
<p>仲介手数料 令和6年6月20日以降の売買契約に伴うもの</p>	<p>補助対象費用</p>	<p>解体工事費用 解体後、敷地を活用(自己利用又は売却)するもの ※売却の場合は、売却中であることを不動産事業者のホームページ等で第三者が確認できる状態にする必要があります。</p>
<p><input checked="" type="checkbox"/> 昭和64年1月7日以前に建築</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 延べ床面積が 200m²以下</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 個人が所有</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 売却時に居住・使用していない (売却の直前まで居住・使用していたものも対象です。)</p> <p>※共同住宅は対象外です。</p>	<p>補助対象建築物</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 昭和64年1月7日以前に建築 (京町家を除く)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 敷地面積が 50m²以下 〔50m²超であっても、敷地上に複数の建物(長屋の場合は住戸)があり、1つ当たりの敷地面積が50m²以下のものなどは補助対象になる場合があります。〕</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 個人が所有</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現に居住・使用していない (申請の直前まで居住・使用していたものも対象です。)</p> <p>※共同住宅、重層長屋は対象外です。</p>
売却した空き家の元所有者	補助対象者	空き家の所有者、法定相続人 ほか
<p>仲介手数料 × 1/2 (上限 25万円)</p>	補助額	<p>解体工事費* × 1/3 (上限 60万円)</p> <p><加算> 解体後、敷地を隣地と合わせて50m²超の土地として一体利用する場合は、上記金額に 最大20万円を加算</p> <p>※解体工事費は「延べ床面積×32,000円」を上限とします。</p>

※上記は令和6年度の補助内容であり、令和7年度の補助内容は変更になる場合があります。